

介護保険(介護予防) 訪問看護利用料金表 (非課税)

【事業所番号】 1060290416 【ステーションコード】 029.041.6】 (2025.1.1~)

サービス内容	利用料 (10割)	利用者負担額			単位	サービス提供時間	基本単位
		(1割)	(2割)	(3割)			
訪問看護 I -1・時間内	3157円	315円	631円	947円	303	1回につき 20分未満	303単位
訪問看護 I -2・時間内	4699円	469円	939円	1409円	451	1回につき 30分未満	451単位
訪問看護 I -3・時間内	8273円	827円	1654円	2482円	794	1回につき 30分以上1時間未満	794単位
訪問看護 I -4・時間内	11357円	1135円	2271円	3407円	1090	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1090単位
訪問看護 I -5 (PT・OT・ST)	2959円	295円	591円	887円	284	リハビリ 20分(※1)	284単位
訪問看護 I -5 (PT・OT・ST)	5918円	591円	1183円	1775円	568	リハビリ 40分 284単位×2	
訪問看護 I -5・2超(PT・OT・ST)	4438円	443円	887円	1331円	426	リハビリ 60分 142単位×3	142単位
特別管理加算 I (1ヶ月に1回)	5210円	521円	1042円	1563円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
特別管理加算 II (1ヶ月に1回)	2605円	260円	521円	781円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
複数名訪問看護加算(30分未満)	2646円	264円	529円	794円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
(30分以上)	4188円	418円	837円	1256円	402		
複数名訪問看護加算(30分未満) (看護補助者)	2094円	209円	418円	628円	201	看護師等と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
(30分以上)	3303円	330円	660円	990円	317		
長時間訪問看護加算	3126円	312円	625円	937円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定。	
初回加算	3126円	312円	625円	937円	300	新規に訪問看護を提供した場合。	
退院時共同指導加算	6252円	625円	1250円	1875円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合。	
緊急時訪問看護加算	6,252	625円	1250円	1875円	600	1ヶ月につき1回算定。	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	312円	31円	62円	93円	3	①個別の研修の実施②定期的に会議を実施③健康診断④スタッフの金属年数(看護師の総数のうち30%以上を、勤続年数3年以上の者が占める)	

(※1) PT…理学療法士・OT…作業療法士・ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

(※2) 緊急時訪問看護加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※ 夜間・早朝 25%増し

午前6時～午前8時まで、または午後6時～午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

※ 深夜 50%増し

午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%加算されます。

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・IIは区分支給限度基準額の算定対象外。

《利用料負担額の計算方法》

単位数(*1) × 10.42 × 利用者負担割合 = 利用者負担額(小数点以下切り捨て)

(*1)准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数 × 90%になります。

【交通費について】

サービス提供地域	無料	サービス提供地区 以外	50円/kmを0.1km単位で計算し ご負担いただきます。
----------	----	-------------	----------------------------------